⑶　所要時間３時間以上４時間未満の場合	
㈠　要介護１	426単位
㈡　要介護２	500単位
㈢　要介護３	573単位
㈣　要介護４	666単位
㈤　要介護５	759単位
⑷　所要時間４時間以上５時間未満の場合	
㈠　要介護１	480単位
㈡　要介護２	563単位
㈢　要介護３	645単位
㈣　要介護４	749単位
㈤　要介護５	853単位
⑸　所要時間５時間以上６時間未満の場合	
㈠　要介護１	537単位
㈡　要介護２	643単位
㈢　要介護３	746単位
㈣　要介護４	870単位
㈤　要介護５	991単位
⑹　所要時間６時間以上７時間未満の場合	
㈠　要介護１	626単位
㈡　要介護２	750単位
㈢　要介護３	870単位
㈣　要介護４	1,014単位
㈤　要介護５	1,155単位
⑺　所要時間７時間以上８時間未満の場合	
㈠　要介護１	664単位
㈡　要介護２	793単位
㈢　要介護３	922単位
㈣　要介護４	1,075単位
㈤　要介護５	1,225単位

注１・２　（略）

３　日常生活上の世話を行った後に引き続き、所要時間７時間以上８時間未満の指定通所リハビリテーションを行った場合又は所要時間７時間以上８時間未満の指定通所リハビリテーションを行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所リハビリテーションの所要時間と当該指定通所リハビリテーションの前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が、８時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ヘ　（略）

⑶　所要時間３時間以上４時間未満の場合	
㈠　要介護１	426単位
㈡　要介護２	500単位
㈢　要介護３	573単位
㈣　要介護４	646単位
㈤　要介護５	719単位
⑷　所要時間４時間以上６時間未満の場合	
㈠　要介護１	536単位
㈡　要介護２	638単位
㈢　要介護３	741単位
㈣　要介護４	842単位
㈤　要介護５	944単位
（新設）	
⑸　所要時間６時間以上８時間未満の場合	
㈠　要介護１	697単位
㈡　要介護２	839単位
㈢　要介護３	982単位
㈣　要介護４	1,124単位
㈤　要介護５	1,266単位
（新設）	

注１・２　（略）

３　日常生活上の世話を行った後に引き続き、所要時間６時間以上８時間未満の指定通所リハビリテーションを行った場合又は所要時間６時間以上８時間未満の指定通所リハビリテーションを行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所リハビリテーションの所要時間と当該指定通所リハビリテーションの前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が、８時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ヘ　（略）